告

示

目

次

第二千九百九号

平成 三月十九日

部改正. 右 右 都市計画事業計画の変更認可..... 道路の供用の開始..... 道路の区域の変更...... 補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任の 特定計量器の定期検査の実施 在地変更の届出. 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所 変更の届出...... 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地 変更の届出. 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地 新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更..... 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更 告 同 同 示 (都市計画課) ... (商工政策課) (道 (税 政農 政健 策 状 策 策福 興町 路 同 同 同同 務 同 課 : 課 課産 課祉 : : : : : : : : : : L ベ 껃 Ju 三 ≕. 三. <u>-</u>:

で、

平成二十年三月十九日

	変更前	X	
	火 前	分	
杉玉名名人萠	* たく土 人表	名	
		称	
	藤本 清 八郎	氏代 表者 名の	
字村岡二〇	南津軽郡藤崎町大字藤崎	事業所の所在地主たる事務所又は	
110• 11• 11	平 成	年変 月 日更	

青森県知事

Ξ

村

申

吾

変更後

藤本

和 剆

青森県告示第二百十号

条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。 認し、この土地を平内町大字茂浦字月泊に編入する旨の届出があったので、 項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項及び第二百六十条第 同法第九

平成二十年三月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

有水面埋立地 東津軽郡平内町大字茂浦字月泊六の一、六の二、二一、五一から五三までの地先公 Į 六九九・五四平方メートル

青森県告示第二百十一号

認し、この土地を平内町大字清水川字和山に編入する旨の届出があったので、 項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項及び第二百六十条第 同法第

青森県告示第二百九号

|第一項前段の規定により告示する。 次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったの 青森県県税条例施行規則 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) 第十四条の

九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申

吾

並びに九〇の二、九〇の五の地先公有水面埋立地(一、五九〇・五三平方メートル)東津軽郡平内町大字清水川字和山一一二から一一四までに隣接する公有水面埋立地

青森県告示第二百十二号

九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。認し、この土地を平内町大字清水川字和山に編入する旨の届出があったので、同法第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申

吾

青森県告示第二百十三号

九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。認し、この土地を蓬田村大字瀬辺地字田浦に編入する旨の届出があったので、同法第一項の規定により、蓬田村長から蓬田村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項及び第二百六十条第

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦三の一、四、六、三三六の五、三三六の一〇、三

の地先公有水面埋立地(一五、〇〇三・四六平方メートル)三六の四一、三三六の四三、三三六の四四、三三六の六六、三九六の一、三九七の一

青森県告示第二百十四号

示する。 所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十年三月十九日

14 光子生の 一人 こうじょ	
	丰
居宅 个	青森県知事
舌宅个隻事業听	Ξ
· T	村
	申
	吾

変更後	変更前	变 更 後	変更前	変更後	変更前		<u>₹</u>
	"	東株 北式 産会 業社		ビダ有 名 スイス サ会 イ社 称			居宅会
	"	六地大三 五 五 平 一 の 内 門 の 八字 町		五	字三 銀戸郡 本五戸町	の 所 在 地	居宅介護事業者
	11	護訪 問 看			護訪 問 介	の記 種事 類業	護居 事宅 養介
	"	ビ問ンス記 ス 積売 千 千 方 1 計 1 計 1		-	ナダ アイ ワ ・	名称	居宅へ
丁月二の二七	五ンンー市 号シャクニー マーニー コンクニー フーニー フーニー フーニー フーニー フーニー フーニー フーニー フ	五ンンー市 号シャクニー ラッサの コナイ ンイ ンイ のマ リト で フ マ ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア の ア ス ア の ア ス ア ス ア	丁目二の二八 八戸市売市一	字中道八の九	の 一二 二 二 二 井田 一 二 二 町 町 二 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	所 在 地	居宅介護事業所
	1100	14-10-11国			元平 ·	年月日	变 更

						示	所す	青				
変更後	変更前	5			平成二	示する。	在地を変更 る同法第五 生活保護法	森県告示	変更後	变 更 前	変更後	変更前
ピス	ビダ有 スプサ イ イ 社 社		介護ス		平成二十年三月十九日		更した旨の	青森県告示第二百十五号		"	"	
四 字 戸 郡 五 木 一 の 町		の 所 在 地	介護予防事業者		九日		所在地を変更した旨の届出があったので、同法第する同法第五十条の二の規定により、次のとおり生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)	号 ```		II	"	
介護	介防介 護訪護 問予		方介 事護 養予	=			り、次のと4第百四十四日			11	護訪 問介	
-	ァダ アイ ワ ・	名称	介護マ	青森県知事			送第五十五 6り指定介 5)第五十四			"	ビ介売 ス護市 サ訪 ー問	
字中道八の九三戸郡五戸町	の 一二 二 計 田 一 一 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	所在地	介護予防事業所	三村			で、同法第五十五条の二第二号の規定により告次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の四十四号) 第五十四条の二第四項において準用		丁目二の二七	五ンンー市 号ショサーニ コナーニ コナーニ コナーニ コナーニ コナーニ コナーニ コナーニ コナ	五ンンー市字 号シクニタ ョサの コサイ ンイ の マリ マリ マリ 下売	丁目二の二八八戸市売市一
元平 元成 ①		年月日	変更	申吾			規定により告予防事業所のにおいて準用	}		1100- 110- 1	14-10-1恒	
							告 の 用					

青森県告示第二百十六号

変更後

変更前

東株 北 産 業 社

六地大三 五蔵平豊郡五 の八字 の八字町

"

ビ介売 ス護市 サー間

 $\ddot{\ominus}$

<u>-</u>

丁目二の二七八戸市売市一

五ンン一市八 号シク二字戸 ョサの左市 ンイ六水大 四ド〇門字 〇マリ下売

り告示する。 所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定によする同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十年三月十九日

青森県知事の三の村の申の吾

変更後	変更前	<u> </u>	
ラメディックク	1	名称	居宅介護士
の十二番町三〇	十和田市西二	の 所 在 地	介護支援事業者
事業所を支援	有限会社サク	名称	居宅介護支
四 三丁目七の二 三沢市中央町	三丁目七の三三沢市中央町	所 在 地	文援事業所
元平 · 成 · 元 三	ī.	年月日	变 更

青森県告示第二百十七号

計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項の規定により、次のとおり特定

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

展別 (本野部地区公民館) (大畑) (大畑) (大畑) (大畑) (大畑) (大畑) (大畑) (大畑	"	五日	"	"	"	五日	"	五百	"	吾	五日	"	"	吾	吾	五平日成	
施 期 日 実 施 場 所 「年前九時三十分から		二十二日				_		十 日		九日	十六日			十五日	十四日	十二十日年	実
マカから	午午 前前 十十		午午後後三三	午午後後			午午後後三一	正午 午前 ま九	午午 後後	午午後後二一	正午 午前 ま九	午午後後三三	午午 後後	午午 前前 十九	正午 午前 ま九	午午後後三二	
展別 (本野部地区公民館) (本野部社区公民館) (本野語社区公民館) (本野語社区公民館) (本野語社区公民館) (本野語社区公民館) (本野語社区公民館) (本野語社区公民館) (本野語社区公民館) (本野語社区公民館) (本野語社区	一時までおり	時三十分が	時から	時時 三分	時か 十分	時時 まか でら	時時 まか でら	で時 か ら	時三十分が	時三十分が	で 三十分	時 三 十分 十分	時か 十分	時三十分が	で写三十分な	時時 まか でら	
労漁村センター 実 施 場 所 実 施 場 所 実 施 場 所 実 施 場 所 ま か の 値						FF. 4										****	_
ター ぶ集 倍 協同 民館 館 館 官 流流 福祉 センター インター 日本 日本<	历 労 漁村-	人口集会	砂子又多	白持地区)	目名集会:	所大畑 前畑加工:	ブ州戸営		木野部地	止津川地!	川内庁舎	尸沢地区:		佰野部地	脳野沢 地	滝山地区:	
の タ 事	センター	РΤ	日的集会		Рπ	冷蔵協同	厚		区公民館	区公民館	別	公民館	公民館	区公民館	^攻 交流セ.	生活福祉-	
む			あ い 設 の 館	センター		組合事務									ンター	センター	所
Table Ta						む つ 市										区検 査対 域象	

"	"	Ŧ	"	"
		五月二十三日		
正午まで午前十一時三十分から	午前十一時まで午前十時三十分から	午前十時まで午前九時三十分から	午後二時三十分まで午後一時三十分から	正午まで午前十一時三十分から
白糠漁業協同組合	白糠漁業協同組合老部支所	小田野沢漁業協同組合	尻屋漁業協同組合	岩屋漁業協同組合
				東通村

青森県告示第二百十八号

域県民局長への委任)の一部を次のように改正する。 平成十九年四月一日青森県告示第二百六十三号 (補助金等の交付に関する事務の地

平成二十年三月十九日

.

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

合対策事業補助金交付要綱」に改める。第一号中「青森県生産振興総合対策事業等補助金交付要綱」を「青森県生産振興総

青森県告示第二百十九号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年四月十八日まで青森県県土整備部

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

6						5		4 3				2	2	1		番図号面	
		県				県		[国		県			県			
	道					道			道		道			道			
		線赤松石代 停町 車場 場				夏泊公園線				線む 説 説 説 説 に に に に に に に に に に に に に						路線名	
西津軽郡鯵ケ沢町大字南金沢町字晴間一の五まで西津軽郡鯵ケ沢町大字深谷町字黒森八〇の二から	西津軽都鯵ケ沢町大字深谷町字黒森一五連軽都鯵ケ沢町大字深谷町字黒森四五連軽都鯵ケ沢町大字深谷町字黒森四五連軽都鯵ケ沢町大字深谷町字黒森四五連軽都鯵ケ沢町大字深谷町字黒森四五西津軽都鯵ケ沢町大字深谷町字黒森四五西津軽都鯵ケ沢町大字深谷町字黒森一五西津軽都鯵ケ沢町大字深谷町字黒森一五西津軽郡鯵ケ沢町大字深谷町字黒森一五西津軽郡鯵ケ沢町大字深谷町字黒森一五		東津軽郡平内町大字東田沢字小湊越六八の二七まで東津軽郡平内町大字東田沢字横峰四二の二から		三戸郡田子町大字田子字塚ノ上ミニ三の一まで三戸郡田子町大字田子字下田子下モ平三三の一から		下北郡東通村大字目名字大所二の一六七まで下北郡東通村大字目名字大所二の一五から		三戸郡田子町大字茂市字川倉平一〇の三〇まで三戸郡田子町大字茂市字川倉平一〇の三〇から		三戸郡田子町大字茂市字川倉平一〇の八三まで三戸郡田子町大字茂市字川倉平一〇の八三から		変更の区間				
	後		前	l IÚ	1	美	前	後	前	後	前	 fi	 後		144	前	前変 後更 別の
11													ix.	前	後	ניא	別の
八五・〇〇メートルまで	三〇・二〇メートルまで	三三・五〇メートルまで	三・〇〇メートルまで	三三・五〇メートルまで	二七・五〇メートルまで	九・五〇メートルまで	九・五〇メートルまで	一七・八〇メートルまで	七・七〇メートルまで	四六・〇〇メートルまで	九・〇〇メートルまで	六五・〇〇メートルまで	二八・八〇メートルまで	前 二八・八〇メートルまで	後 二四・九〇メートルまで	二〇・七〇メートルまで	別敷地の幅員
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・二〇メートルま	-・五〇メートルま	○○メートルま	-・五〇メートルま	・五〇メートルま	・五〇メートルま	・五〇メートル	・八〇メートルま	- 二・三〇メートルま	四六・〇〇メートルま	九・〇〇メートル	六五・〇〇メートル	二八・八〇メートル	二八・八〇メートル	二四・九〇メートル	二〇・七〇メートルま	敷地の幅

_																
_	一国			道 路 型	重な路 道路 選 選 の 選 の 供 に こうしょう こうしょう かいしょう かいしょう かいしゅう かいしゅう かいしゅう はいしゅう はいしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はいしゅう しゅうしゅう はいしゅう はい	青木林			9			8			7	
- - - (一国 ○道 二 号	路線		平成二十年三月十九日記において一般の終電	が、そののは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	青森県告示第二百二十号	}		 県				<u> </u>	=	,	
		名		年三月船	らいこ - 受り従れての関係図面は、用を開始するので		}		道				ì	道		
	十和田市大	供		平成二十年三月十九日	道路果に合うに一段の逆覚に共行なお、その関係図面は、告示の道路の供用を開始するので、同項	十号			石線 線 金 屋 黒				停車場線	碇ケ関大鰐		
	十和田市大字奥瀬字尻辺山一まで十和田市大字奥瀬字尻辺山一から	用開始の区間	青森県知事		各果に合うに、役の産党に共作る。なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年四月十八日まで青森県県土整備部路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。		***************************************	平川市新館後野九一の一まで平川市新館藤巻三九の五から			南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢一二六の一まで南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二から			南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二まで南津軽郡大鰐町大字島田字ゾベコ沢一〇五の二から		
_	平成三0・三十九	の供期開日始	申		青森県県土整備部のとまり							沢一二六の一まで沢六四の二から			沢六四の二までコ沢一〇五の二から	
		-国)道 引	三国三道八号	弘県 前平 賀線	道前浄法寺	 県 道		後	Ē	ท์	後	Ē	ń	後	Ħ	ΰ
	まで	三戸郡田子町大字田子字下田子下モ平三三の	までむつ市大字大湊字水上ノ内薪取道四九の七〇むつ市大字大湊字水上ノ内薪取道四九の七〇		で	で「三戸郡田子町大字茂市字川倉平一〇の八三まら」	3	二〇・一〇メートルまで	二〇・一〇メートルまで	九・五〇メートルまで	五四・〇〇メートルまで	五四・〇〇メートルまで	一〇・五〇メートルまで	・五〇メートルまで	・五〇メートルまで	一五・五〇メートルまで四・五〇メートルから
	子下田子下モーの一	子下田子下モ平三三の	ノ内薪取道四九の七〇ハから	の四まで	子川倉平一〇の三〇ま	子川倉平一〇の八三ま		九四・〇〇メー	九四・〇〇メー	- IIII · OOメー	六〇三・五九メー	六〇三・五九メー	六三七・〇〇メー	九四六・〇〇z	九四六・〇〇メー	九九八・〇〇メー
	-	110• 패• 1九	110- 11-11	110• 11• 1111	n,	II		イトル	イトル	イトル	イトル	イトル	イトル	メートル	イトル	イ トル

八戸市

施行者の名称

都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業 (三・三・十七号館鼻公園)

青森県告示第二百二十一号

七まで、東津軽郡平内町大字東田沢字小湊越六八の二東津軽郡平内町大字東田沢字横峰四二の二か東津軽郡平内町大字東田沢字横峰四二の二か

夏泊公園線 線

"

いて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 計画公園事業の事業計画の変更を平成二十年三月十日認可したので、同条第二項にお 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、八戸都市

平成二十年三月十九日

Ξ 村 申 吾

青森県知事

平成八年十二月十八日から平成二十五年三月三十一日まで 事業施行期間

平成十六年三月十日青森県告示第百六十四号の事業地のうち大字湊町字館鼻地 収用の部分 兀

内において事業地を変更する。

使用の部分 変更なし

2

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号・(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行